

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 非上場株式の評価

M&A 取引や事業再編行為の多くは株主の異動を伴うため、株式の時価評価を避けてとおることができません。非上場株式の場合、市場価格による時価の測定ができないため、種々の評価手法を用いて株価を算定します。

1. 代表的な評価手法

評価手法	留意点	用いられるシチュエーション
・ DCF 法 (ディスカウンティドキャッシュフロー法)	・ 将来期待される一連の経済的利益を、投資リスク等を反映した割引率で現在価値に割り引いて算定する。 ・ 将来キャッシュフローの見積もりや割引率の推定が必要であり客観性に疑義を持たれやすい。	・ 将来計画・予測 BS・PL の作成が可能なとき。 ・ オーバーランの無形資産の存在が想定されるとき。 ・ 類似業種が無い新しいビジネスモデルのとき。
・ 配当還元法	・ 配当政策の影響を受け、経営権の評価はされない。	・ 少数株主保有株の評価に適する。
・ マルチプル法 類似会社比準法	・ 類似上場企業の株価と財務数値の比較分析で株価を算定する。 ・ EV/EBITDA 倍率、PER、PBR、PSR 等種々の指標が用いられる。	・ 類似企業の財務データが入手可能なとき。
類似取引法	・ 類似の M&A 取引の売買価格と財務数値を比較分析して取引価格を算定する。	・ 類似の取引事例があるとき。
・ 取引事例法	・ 評価対象会社の株式の過去の売買実例値をもって評価額とする。	・ 評価時点に近い時点に純然たる第三者との取引があったとき。
・ 修正簿価純資産法	・ 土地や有価証券などを時価評価する。 ・ 営業権など無形資産の評価は別途検討する必要がある。	・ 多額の不動産等を保有する企業のとき。 ・ 将来性よりも現状資産が重視されるとき。

実際の取引にあたっては、複数の手法を併用して算定された株価を採用することが少なくありません。

2. 税法上の取り扱い

税区分	評価方法	留意点	用いられる取引
相続税 贈与税	財産評価基本通達に示された方法に限定される。 ・ 類似業種比準方式・純資産価額方式・併用方式 ・ 配当還元方式、	少数株主等例外的評価方式：配当還元方式	個人→個人
法人税 所得税	・ 課税上弊害がない場合、法人税法基本通達 9-1-13、所得税法基本通達 59-6 により財産評価基本通達を準用できる。	中心的同族株主のような支配株主は純資産方式又は類似業種比準方式と純資産方式の併用方式となる。	個人→法人 法人→個人 法人→法人

お見逃しなく！

税法上、個人↔個人、個人↔法人、法人↔法人、の取引において、参酌される評価方法が異なりますが、純然たる第三者間において種々の経済性を考慮して定められた取引価額は上記 2 に関わらず是認されると解されます。